

奨学金給与規程

公益財団法人 奥村奨学会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人奥村奨学会（以下「本会」という。）定款第4条第1号に基づき、奨学生及び奨学金支給事業の細則について定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、学資援助の支給を受ける者を奨学生といい、給付する学資援助を奨学金という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学に在学し、学業人物とも優秀で、学費の自弁が困難と認められるものでなければならない。

日本以外の国籍を有し、主としてアジア・太平洋地域の諸国から勉学又は研究のため、Student Visa「在留資格4-1-6」で来阪しているものを含む。

(奨学生の種類)

第4条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生 (2) 高等専門学校奨学生 (3) 大学奨学生 (4) 大学院奨学生
(5) 大学特別奨学生 (6) 大学院特別奨学生 (7) 留学生大学奨学生 (8) 留学生大学院奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第5条 奨学金を給与する期間は正規の最短修業年限とする。

2. 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

高等学校奨学生	月額	10,000円
高等専門学校奨学生	月額	15,000円
大学奨学生	月額	30,000円
大学院奨学生	月額	40,000円
大学特別奨学生	月額	40,000円
大学院特別奨学生	月額	50,000円
留学生大学奨学生	月額	40,000円
留学生大学院奨学生	月額	50,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第6条 奨学生志願者は、本会あてに奨学生願書に在学学校長の推薦書および在学証明書等、下記書類を添えて本会に提出するものとする。

- ① 学校長又は学部長の推薦書（本会所定様式）
- ② 自筆履歴書（写真貼付）（本会所定様式）
- ③ 在学証明書
- ④ 前年度成績証明書
- ⑤ 学資負担者の前年度所得証明書
- ⑥ 入国査証（留学生のみ）

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は奨学生選考委員会の選考を経て、理事会が決定し、その結果を在学学校長を経て本人に通知する。

(奨学生の選考基準)

第8条 奨学生の選考及び審査は、この規程及び別掲の基準に基づき、総合的に評価して行う。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上を合わせて交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績および生活状況の報告)

第11条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに、届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第13条 奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第14条 前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

第15条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (2) 学業成績または素行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 刑罰法令に違反して有罪の判決があったとき。

但し、犯罪事実が明白、或いは特別の事情がある場合には起訴されたとき、または、それ以前に処分に付す。

- (5) 前各号のほか奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第17条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 補 則

(規定の変更)

第18条 この規程を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

別掲 (奨学生に関する選考審査基準)

1 奨学生の選考及び審査は、次に掲げる基準に基づいて行うものとする。

- ① 学業成績は平均水準以上であって学習に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる者。
- ② 経済状況については、学資負担者の年間収入がおおむね300万円未満で、家族構成等を勘案して、経済的援助が必要と認められる者。
- ③ 役員等利害関係者は選考対象外とする。

附 則

1 この規程は、大阪府教育委員会の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 この規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。